

# 長野市議会基本条例の概要

## 前文

市議会は、これまで市民に分かりやすく、開かれた議会運営に努めるとともに、政務調査費の透明性の向上を初めとする議会の改革・活性化に取り組んできた。市議会は、これまでの取組を更に進め、より市民に身近な議会運営に努めるとともに、常にその機能を充実強化し、最大に発揮し、併せて、議員間の討議等を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等に努めなければならない。市議会は、市民の意思を反映する市議会及び議員の在り方を改めて明らかにし、市民が市長及び市議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、市長その他の執行機関と互いに切磋琢磨しつつ、市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### 第1条 目的

地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則、市民との関係、市長等との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の信託に的確にこたえ、もって市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

### 第2条 基本理念

市政における唯一の最高議決機関として市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指す。

### 第3条 基本方針

基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行う。

議会活動を市民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。

市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。

議会の本来の機能である政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。

提出された議案を審議し、又は審査し、及び独自の政策立案又は政策提言に取り組むこと。

議会改革を継続的に推進すること。

## 第2章 議員の責務及び活動原則

### 第4条 議員の責務及び活動原則

- 1 市政全般の課題・市民の意思の的確な把握と市民全体の福祉の向上を目指す活動
- 2 自らの資質の向上
- 3 議会活動についての市民に対する説明
- 4 議員間の討議の尊重

### 第5条 党派

- 1 党派の結成
- 2 党派の構成と活動
- 3 党派間の調整と合意形成

## 第3章 議会運営の原則

### 第6条 議会運営の原則

- 1 円滑かつ効率的な議会運営
- 2 市民に開かれた議会運営
- 3 正副議長の選出経過の透明化
- 4 議長の中立公正な職務遂行及び民主的・効率的な議会運営

### 第7条 委員会

- 1 常任委員会の機動的な開催等
- 2 特別委員会の柔軟な設置等
- 3 委員会の資料等の積極的な公表と分かりやすい議論
- 4 地域住民に関係が深く、関心の高い事案について審査・調査しようとする場合の当該地域における委員会の開催

## 第4章 議会の機能の強化

### 第8条 議会の機能の強化

政策決定・市長等の事務の執行の監視・評価及び政策立案・政策提言に関する機能の強化

### 第9条 検討会等の設置

市政の課題に関する調査のための検討会等の設置

### 第10条 議員間討議

- 1 委員会・検討会等における積極的な議員間の討議
- 2 議員間の討議を通じての合意形成・積極的な政策立案、政策提言等

### 第11条 政務調査費

- 1 政務調査費の有効な活用・積極的な調査研究
- 2 政務調査費の適正な執行・使途の説明責任
- 3 政務調査費の透明性の向上

## 第5章 市民との関係

### 第12条 市民の参画機会の充実

- 1 市民の議会活動に参画する機会の確保
- 2 公聴会・参考人制度、専門的事項に係る調査の委託の積極的な活用及び市民との意見交換の場の開催等
- 3 請願の審査に当たった者の提出者の意見を聴く機会

### 第13条 委員会等の公開等

- 1 委員会等の原則公開
- 2 傍聴者に対する資料等の提供

### 第14条 情報公開の推進

- 1 行政情報の公開請求への適切な対応・議案に対する議員の賛否の公表等保有情報の提供
- 2 会議録及び委員会記録の閲覧

### 第15条 議会広報の充実

多様な広報手段の活用

## 第6章 市長等との関係

### 第16条 市長等との関係の基本原則

- 1 市長等との緊張関係の保持・事務の執行の監視及び評価
- 2 一般質問における一括質問一括答弁方式と一問一答方式との選択制
- 3 市長等及びその補助機関である職員、議員の質疑・質問に対する趣旨確認等のための質問

### 第17条 重要な政策等の監視及び評価

- 1 市長が提案する重要な政策等についての説明の請求
- 2 重要な政策等の提案を受けたときの審議

### 第18条 予算・決算審議における説明

予算又は決算の審議に当たった説明資料の作成の請求

### 第19条 法第96条第2項の議決事件

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件

## 第7章 議会改革の推進

### 第20条 議会改革の継続的な取組

- 1 継続的な議会改革の取組
- 2 会議規則、委員会条例、申合せ事項等の継続的な見直し

## 第9章 議会事務局及び議会図書室

### 第22条 議会事務局の強化

議会事務局の調査機能・法務機能の充実強化及び組織体制の整備

### 第23条 議会図書室

議会図書室の適正な管理運営・図書、資料等の充実

## 第8章 議員の政治倫理

### 第21条 議員の政治倫理

政治倫理の向上と確立の努め

## 第10章 補則

### 第24条 他の条例等との関係

議会に関する他の条例等を制定改廃する場合の、この条例との整合

### 第25条 議会及び議員の責務

- 1 この条例及び議会に関する他の条例、規則等の遵守等
- 2 この条例の理念を浸透させるための、一般選挙を経た任期開始後速やかな研修

## 附則

### 第2項 検討

この条例の検討及びその結果に基づく所要の措置

## 施行期日

公布の日から施行する。